

別紙第四号の四書式  
(表面)

<p style="text-align: center;">特別児童扶養手当送金通知書</p> <p>下記のとおり、特別児童扶養手当が支払われるので通知します。 〔「支払開始日」又は「発行日」〕                      年   月   日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">受給者記号・番号</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>支 給 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>〔「整理番号」又は 「送金等番号」〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 店</td> <td style="text-align: center;">銀行                      店 郵便局</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 証</p> <p>上記の金額を受領しました。  年   月   日</p> <p>氏 名 (裏面の注意事項をよく読んでください。)</p>	受給者記号・番号		支 給 額	円	〔「整理番号」又は 「送金等番号」〕		支 払 店	銀行                      店 郵便局	<p style="text-align: center;">(受給権者)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏名    様)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長)</p>
受給者記号・番号									
支 給 額	円								
〔「整理番号」又は 「送金等番号」〕									
支 払 店	銀行                      店 郵便局								

(裏面)

<p style="text-align: center;">〔注意事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないこととなりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。</li> <li>2 この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して下記連絡先に届け出てください。</li> <li>3 支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、印鑑証明書又は身分証明書等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参し、特別児童扶養手当受給証明書とともに表面記載の支払店に提示してください。</li> <li>4 表面に記載されている年月日から1年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません (その場合は下記連絡先にお申し出ください。)</li> <li>5 手当を受けることについて、ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。</li> </ol> <p style="margin-top: 10px;">(連絡先) (所在地)</p>	<p style="text-align: center;">委 任 欄</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。 令和   年   月   日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(代理受領者)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(受給者) 氏名</p>
---	---

- 備考 1 用紙の大きさは、はがきの大きさとする。  
2 「注意事項」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。